

不安と不信のなか伊方3号機2年ぶり再稼働 私たちは求め続ける 原発のない暮らし



強雨の中、環境安全管理委の会場前で抗議アピール

四国電力は、2021年12月2日、伊方原発3号機を再稼働させた。

3号機は、2019年12月の定期検査で運転を停止して以後、トラブルや不祥事続きである。2020年1月、制御棒を誤って引き抜く、燃料集合体がラックの枠に乗り上げる、電源を一時喪失するなどの重大事故につながるトラブルが続いた。

一方、広島高裁が1月17日に運転差し止めの仮処分決定をし、翌年2021年3月18日に異議審でその決定が取り消されるまで、法的に運転できない状況が続いた。

もともと、特定重大事故等対処施設の工事が設置期限に間に合わず、10月の完成まで運転再開はできなかったのだが、7月に社員の宿直勤務中の無断外出による保安規定違反が発覚して、当初予定していた10月12日の再稼働は延期せざるを得なかった。

その後、11月19日に中村時広愛媛県知事が再稼働を了承したことを受け、四電は12月2日に再稼働、12月6日に送電開始、1月4日に通常運転再開の予定と発表した。

2日19時に原子炉起動、6日18時、送電開始のあと、またトラブルが起きた。「復水器」内の細管に大量に付着したフジツボの清掃のために、営業運転の開始が1月24日に延期となった。

2年ぶりの運転再開に当たって、最大限の緊張感をもち、細心の注意をはらって臨んでいたのではなかったのか。あまりにもお粗末な事態である。四国電力には危険な核を扱う事業者としての責任感が欠落している、原発を運転する資格はない。

世界各地で地震や火山噴火が頻繁に発生し、

第28回口頭弁論

伊方3号炉運転差止訴訟（松山地裁）

2月24日（木）

- 13:00（原告）松山地裁ロビー集合
入廷できる原告の抽選を行います。
- 13:30 一般参加者集合
13:40 ころ傍聴券配布 / 14 ころ抽選
14:15 ~原告・弁護団・支援者で
裁判所門前まで歩む
14:30 開廷
- 報告集会 15 時 30 分ころから
松山市二番町 R 2 番町ビル 5 F 会議室にて

原発事故への不安は高まっている。1号炉2号炉に続き、3号炉もやはり廃炉しかない。

四国電力は、CMのキャッチフレーズで「未来は変えられる 目指すは人と自然にやさしい社会 幸せが循環する街」とまで語る。それならば、「ほんとうに変えましょう」、「原子力発電から撤退しましょう」と、繰り返し訴えていきたい。「なくせ！原発」「いいね！原発ゼロ」

私たちは諦めません。未来に負の遺産を残さないために。

目次

- 1P 不安と不信の中3号機稼働
- 2P 再稼働阻止への一連の行動
- 3P 第27回口頭弁論報告
- 4P 四電の情報公開は後退
- 5P 提訴 10年記念講演会
- 6P インタビュー（曾根康夫さん）
- 8P 「黒い雨」は原発被害救済に直結

伊方原発をとめる会 再稼働阻止への一連の行動



のぼりを持って伊方集会に参加（2021/10/24）

10月24日「伊方集会」に協賛団体として参加

「第35回伊方集会」（原発さよなら四国ネットワーク主催）が伊方原発ゲート前で行われ、大分、山口、広島、兵庫、高知など県外からの参加もあり、総勢50人近くが元気に抗議行動を行なった。協賛団体としてとめる会からも、のぼり旗、横断幕を持って参加、「いいね！原発ゼロ」「なくせ！原発」のパネルやとめる会ニュースを配布し、10年目を迎える差止訴訟についてアピールした。集会後は、伊方町内へのポスティングを行い、地滑り地帯、佐田岬半島の避難の困難さを改めて実感した。

10月25日 大雨の中、環境安全管理委員会に抗議行動

愛媛県伊方原発環境安全管理委員会が開催されるピュアフル松山（旧名称・勤労会館）前の歩道で、抗議行動を行った。

土砂降りの雨の中、「再稼働を許さない！」「保安規定違反問題の隠ぺい問題を許さない！」と、スピーチ、横断幕、プラカードで、建物に入っていく委員たちにアピールした。

とめる会からも2名が委員会を傍聴したが、真剣な議論の応酬はなく、保安規定違反についての四電の再発防止策を「妥当」とした。

11月22日 再稼働了承への抗議のため知事宛公開質問状を提出

11月19日に中村時広愛媛県知事が、「昨年1月の連続トラブルおよび本年7月の保安規定違反に係る四国電力の対応について『伊方原発環境安全管理委員会の意見』、『伊方町の判断』、『県議会の議論』を踏まえ、咀嚼した結果、その内容を妥当と判断し、伊方原発3号機の運転再開について了承する旨を四国電力に伝えた」と発表したことを受け、知事あて公開質問状を提出、11月30日までの回答を求めた。

12月県議会の開会目前の時期に、あえて再

稼働了承を表明したのは、議会軽視・県民世論の軽視ではないのか、判断を急いだ理由はなにか、四電の保安規定違反公表の遅れは、「信頼関係の源であり、生命線」と知事が言ってきた「えひめ方式」の報告連絡態勢が反故にされた事態ではないのかと、知事の見解を質した。

12月1日 再稼働前日、怒濤の抗議行動

四電が3号機を再稼働させようとしている日の前日、四国各地で各団体が、伊方原発ゲート前、四電本社や支店前などで、抗議行動を行った。

市駅前定例アクション

同日、とめる会は、正午過ぎから松山市駅前で「定例アクション」を行った。パネル、プラカード、のぼり旗を掲げて、抗議のスタンディングアピール。リレースピーチで、「10年半前の惨事を繰り返してはならない」「伊方原発は廃炉へ」と呼びかけた。

原子力本部に抗議文提出

同日13時から、四国電力原子力本部を訪れ、長井啓介・四電社長あての「抗議文」を提出した。安全文化不在の四電に原発運転の資格はない、避難の問題、「核のゴミ」の問題をかかえたままの危険な原発を動かす必要性はない、福島をくり返してはならない、未来の子どもたちに安全安心な暮らしと環境を残すことは、今を生きる私たちの責任である、再稼働は断念せよと訴えた。

原子力本部前抗議行動

同日、17時から、夕闇が迫るにつれて寒風がますます強くなる中、原子力本部前の歩道に集結し、風にあおられながら、パネル、横断幕を掲げて抗議集会を行った。須藤昭男事務局長が口火を切った後、参加者が代わる代わる抗議の声をあげた。「四電社員のみなさ～ん。私たちと一緒に原発のない未来に向けて共に闘いましょう」との呼びかけもあった。最後に「再稼



11月22日、知事宛の公開質問状を手渡す



12月1日、原子力本部前で再稼働断念せよと訴える

働するな！」の力強いシュプレヒコールで集会を締めくくった。

12月2日 愛媛県議会へ

再稼働撤回と廃炉を求め請願提出

11月19日の知事の再稼働了承、22日に四電が12月2日に原子炉を起動すると発表したことへの対抗手段として、愛媛県議会に請願を提出した。

請願内容は、知事の議会軽視の再稼働決定を撤回させること、四電の保安規定違反問題は全議員で審議すること、四国電力に、常に甚大な危険をはらむ原発の運転をやめさせ、再生可能エネルギー導入に注力するよう求めること。

残念ながら、議会最終日の12月14日、請願は不採択となった。「願意を満たさず」の説明が不十分で、十分な審議が行われたのか不満が残る。知事も、採択に反対した議員たちも、県民の安全安心より四国電力の企業益を優先して

判断したということか。

「知事回答」への私たちの「見解」を発表

12月8日付けで「公開質問状」への「知事回答」が郵送されてきた。四電擁護に満ちた残念な内容だった。

なぜ12月議会で議論せず知事が「最終的な判断」を急いだのか？この問いに知事は、9月議会に出した私たちの請願の不採択や、11月16日の一部議員による特別委員会によって「県議会全体での議論は行われた」と回答した。ところが環境安全管理委で保安規定違反が「審議事項」となったのは9月議会の後であり、この審議を踏まえての議論となる12月議会開始前の知事判断である。議会軽視も甚だしい回答である。

何年も通報が遅れた理由も四電主張の鵜呑みである。「元社員の懲戒処分の調査は、ガソリン横領に焦点を当てたもので、人事担当部署が対応し、保安規定抵触に考えが及ばなかった。内部告発後の調査で保安規定違反を認定した時点で、連絡通報を適切に行った」という四電の説明に「不合理な点はなく」、「えひめ方式」は守られているという回答は、驚きに堪えない。

こうした知事の姿勢は、再稼働容認への「出来レース」と言われるゆえんであり、地震や原発事故の不安にさいなまれる住民の思いとはかけ離れたものである。

第27回口頭弁論

四電側に再反論し避難計画の不備と人権侵害について訴える

11月2日、松山地方裁判所にて第27回口頭弁論が開かれ、原告席に15名、傍聴席に18名が入廷しました。(コロナ禍で席数は半数に制限されています)。

原告側は準備書面2通、被告・四電側は準備書面1通を提出。また、原告の河野修三さん(西予市)が意見陳述をし、裁判所が次回の口頭弁論期日を2月24日として1時間弱で閉廷しました。

準備書面(93)「経験式のばらつきの考慮についての再反論」

薦田仲夫弁護団長は、原告側「準備書面(85)」で、伊方原発3号機の基準地震動を設定する際、



意見陳述者、弁護団を先頭に門前まで歩む

規制庁が定めた地震ガイドにもとづく「ばらつき」を考慮していないと指摘したことに対し、四電が地震ガイドは効力がないものだとして反論したことに対して再反論を行いました。四電の主

5/29(日)13:30~伊方原発をとめる会第12回総会 (コムズ5Fにて)

張は恣意的な詭弁で「被告の主張に全く理由のないことは明白である」と痛烈に批判しました。

準備書面(94) 深層防護第5層の不備による人格権侵害

中川創太弁護士事務所長は、「避難計画の不備が周辺住民の生命・身体の安全に直結するものであるから原発差止請求の理由となりうる」との原告側の従来からの主張を更に補強し、愛媛県の広域避難計画、各市町の避難計画の問題点を具体的に列挙。伊方原発は日本中で避難が最も困難な場所にあり、避難不可能な地域さえあることを実証。「このような実効性に欠ける避難計画しかない状況下で伊方原発を再稼働」することが「原告らの人格権を侵害するものであり、許されない」と訴えました。

非現実的「西予市住民避難行動計画」 住民の安全はどこへ

河野修三さんは、西予市の避難行動計画(原子力災害対策編)に実効性がないことを一つずつ丁寧に論証。国や県の指針に縛られて、避難

不可能な計画を立てざるを得なかった自治体職員的心情まで思いやり、裁判官に対して、原発は巨大震災と違って人の力で止められるのだから「未来に胸を張れるような判決」を、と説得力をもって訴えました。

記者会見・報告集会

リジェール松山にて30名弱の参加で記者会見、報告集会を行い、地元新聞記者等からの質問も飛び交いました。薦田・中川両弁護士により、今後の裁判への構え、他地域の原発裁判の現状などの解説があり、河野さんが原告席に初めて立った感想を述べました。

また、松浦秀人事務局次長から第4次原告として参加された広島県の被爆者坪井直(すなお)さんが、10月24日に96歳で逝去されたことが報告され、提訴に際して送ってこられたメッセージが披露されました。

最後に須藤昭男とめる会事務所長の「福島の実を決して忘れてはならない」との挨拶で報告集会を終えました。

伊方原発復水器細管のトラブル 「福島」以前より四電の情報公開は後退

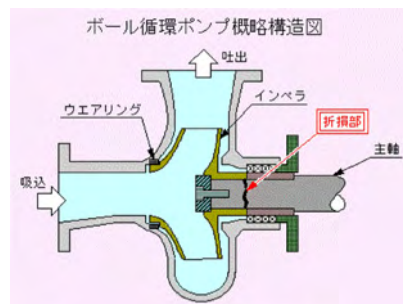
12月2日、四国電力は伊方3号機の再稼働を強行。ところが12月10日には、復水器の海水圧力の差が大きいために出力を低下させました。四電は、発電タービンの蒸気を冷却して水に戻す復水器の細管に、フジツボなどの海生生物が付着しているため清掃するとのみしました。

四電のプレスリリースは、文面によるだけで、図面などは提示されていません。

2002年は詳しく資料を公開

福島原発事故から約9年前の2002年4月、プレスリリースは「伊方3号機復水器ボール洗浄装置ボール循環ポンプBの不具合について」を公表。この洗浄装置(下図)は「スポンジボールを1日1回復水器細管内部に通し、内面に付着する海生生物を除去・清掃している」と説明しています。同年6月10日には、スポンジボ-

ールを押し出すポンプBの主軸が折れていたことを公表しました。(右図は2002年公開のもの)



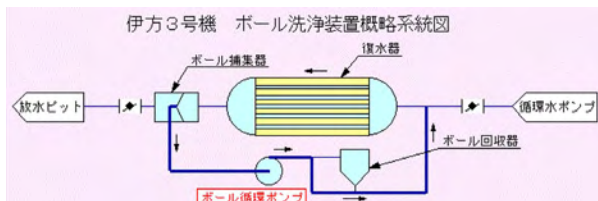
原因をきちんと公表せよ!

「1日1回清掃」をどうしていたのか。洗浄装置のポンプAやBは動作していたのか?

「復水器の伝熱性能を維持するために」清掃するとしていたことから、熱交換の性能も低下したはず。長く清掃せず、再稼働をあせり、チェックもしなかったとすれば、あまりにもお粗末ではないのか。事実を公表すべきです。

「福島」以前より情報公開は後退

四電の情報公開は「福島事故」以前より後退しています。「保安規定違反」公表が何年も遅れた問題にしても、今回の問題にしても、四国電力だけでなく県や規制委員会の姿勢が問われています。



2002年、四電プレスリリースで公表された

提訴 10 年記念集会

「勇気もらった」「元気が出た」と参加者の声



河合弘之弁護士

12月5日、松山市のコムズ（男女共同参画推進センター）で、提訴10年記念集会を行いました。

今回、ズーム視聴も呼びかけたところ、東京、大阪、愛知、広島、徳島、香川等からのズーム視聴があり、会場と併せて110余名の参加となりました。

記念講演では薦田伸夫弁護士（伊方原発をとめる弁護団長）、河合弘之弁護士（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）、お二人のユーモアを交えた講演に聴衆は魅了されました。

また、会場後ろには福島在住の渡部幸一さんの写真展「福島あれから10年写真展 今もつづく悲しみと怒り」の写真も展示され、それらにジッと見入る参加者の姿がありました。

伊方訴訟の歴史を振り返りつつ、 提訴10年を解説

薦田弁護士は、斉間満さんの『原発の来た町 原発はこうして建てられた 伊方原発の30年』（2002年南海日日新聞社）を手に持ち紹介しながら、1970年代から2000年まで続いた最初の伊方原発裁判の顛末やチェルノブイリ等の甚大な原発事故について解説。続いて、2011年3月11日の東電福島原発事故を受けて、同年12月8日に原告300名で伊方原発運転差止の第1次提訴が行われ、第5次提訴で原告数が1419名となった伊方裁判の10年の歩みを振り返り、現在の裁判状況がどのようなものか丁寧な解説を展開しました。

原発訴訟の現状と展望を熱く語る

河合弁護士は「全国の原発訴訟と今後の展望 - 未来は明るい -」と題して、日本における脱原



感染がやや収まり、久しぶりに100名規模の会となった

発の闘いについて概括的に解説。脱原発の闘いは運転差止訴訟や損害賠償訴訟、株主代表訴訟などの裁判闘争、脱原発を求める住民運動、そして自然エネルギーへの実践などの「総力戦」だと力説。原発問題が多く国民の目に触れるようにと新しい映画も只今製作中とのこと。最後に“ We shall overcome someday(いつの日か)!”ではなく、“ We shall overcome in near future(近い将来に)!”だと講演を締め括りました。

二人の弁護士を質問攻め

質疑応答では次々と質問を繰り出す参加者に、薦田・河合両弁護士が丁寧に答え、予定の時間を超過するほどでした。河合弁護士は帰りの飛行機便に間に合うようにと慌てて退出するという一幕もありました。

参加者からは「楽しく聞けた」「分かり易かった」「勇気が湧いてきた」などの感想が寄せられ、大好評でした。

なお、集会の最後に福島原発事故避難者裁判の愛媛訴訟原告団長の渡部寛志さん（伊方訴訟の原告）から、最高裁に向けた「福島第一原発事故への東京電力と国の責任を明確に認めることでの被害者救済、原発事故の根絶に向け公正な判決を求める署名」へのアピールがありました。



薦田伸夫弁護士



熱心に聴き入る参加者

劣化ウラン弾被害の直視から反原発運動へ

医師 曾根康夫 さんに聴く

今号は、医師の曾根康夫さんの登場です。湾岸戦争後のイラクの惨状から反原発の見地に至った経緯を語ってくださいました。現在は坂出聖マルチン病院にお勤めで（整形外科・リウマチ科）、新居浜市から特急列車で通勤されています。

田園風景のあった松山市生まれ

問い：ご出身などから伺います。

曾根：1952（昭和27）年10月に、松山市道後上市で生まれました。今は住宅街ですが、子どもの頃は一面田んぼでした。二毛作で、稲刈り後から裸麦植えまでの間は、その田んぼで私たち子どもは群がって遊んでいました。

問い：ご家族は？

曾根：父母と2歳上の姉の4人家族で父は伊予銀行、母は小学校の教員で、転勤もありましたが私が高校生になるまでは松山住まいでした。

曾根：高校生の頃は大学紛争の時代で、愛光学



曾根康夫さん近影

園でもさまざまなセクトの生徒の活動がありました。でも、私は「活動は大学入学後に」と考えて自重し真面目に勉強しつつ、トルストイからプロレタリア文学、社会主義の古典なども読む高校生でした。

「遠くへ」と仙台の東北大学へ

問い：進路の選択は？

曾根：湯川博士や朝永さんのノーベル物理学賞受賞に惹かれて、理学部物理学科への進学を選択し、郷里から遠い街へ行きたいと東北大学を選びました。

問い：大学入学直後から学生運動に取り組んだのですか？

曾根：全学連の東京常駐の中央執行員も務めました。そんな事情もあり6年間在籍しました。

二つの大学で学生生活12年

問い：理学部を卒業なのに、いま医師なのはどうしてですか？

曾根：学生運動の中で出会った医学部の学生と交流して、職業を通じて社会運動に役立てることに気づいたためです。地元の愛媛大学医学部に入学し、そこでも自治会活動などにエネルギーを注ぎ、愛媛大学での全国医学生ゼミナールの現地実行委員長も務めました。

問い：東北大学で6年、愛大医学部で6年の計12年の学生生活を送られたのですね。

曾根：ハイ、医師として新居浜協立病院（愛媛医療生協）に勤務したのは、1984年4月で31歳でした。

問い：ご結婚は？

曾根：医ゼミ運動で知り合った女性と1987年に結婚しました。娘が二人いますが、二人とも結婚して孫が2人います。

整形外科医としての思い

問い：整形外科・リウマチ科の医師となったのは、なぜですか？

曾根：運動機能に関心があり、その分野で患者さんの役にしたいという思いからの選択でした。入職して一定の技術研修の後も、経験が不十分な私を訪れる患者さんは多くありませんでした。「医療の崩壊」が叫ばれるようになった頃から、深刻な症状の患者さんの受診・手術件数が増加し始めました。学会発表や研究論文の掲載も増加し、大学の先生方との交流も増え、リウマチ・関節科の分野では一定の評価をいただいたと思います。キツイけれどやりがいのある仕事でした。2017年に65歳で定年退職し、今は香川県坂出市の病院に非常勤で勤務しています。

「仕事半分 社会活動半分」を信条に

問い：「仕事半分、社会活動半分」と、一見誤解を生みそうな信条をお持ちだとか？

曾根：私は技術者としての医師の仕事を手抜きはしないが、病気を生み出す社会のしくみを変えることも必要だと思い、自分のエネルギー

は仕事だけでなく社会運動にも投入すべきだと考え、行動して来ました。

問い: とは言え、広義の研修期間を終えるまでは、社会運動は困難だったのでは？

曾根: そうです。独り立ちの医師になったと思えたころからですねえ、社会運動は。1999年頃に全国反核医師の会に出会い、地域で「リトルバーズ-イラク戦火の家族たち」などの様々な映画会をしました。湾岸戦争(1991年)後の、劣化ウラン弾による被ばく被害には心を痛め、イラクの子供たちへの医療支援活動にも取り組みました。

問い: 元米兵で湾岸戦争に従軍して被ばくしたデニス・カインさんの講演会も開かれたそうですねえ。

曾根: 国際 NGO 組織である「ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)」の大会が2006年8月に広島市であり、その時にデニスさんとお会いしました。そのご縁で全国12か所、県内では松山と新居浜で講演会を持ち、いずれも盛会でした。

デニスさんには新居浜の自宅に泊まって頂きました。講演のときの颯爽とした姿とは違い、従軍後15年以上たってもPTSDに苦しむ姿が強く印象に残りました。そうした活動を通じて内部被ばくの危険性を学んでゆきました。

内部被ばくの危険性

問い: そんな事情から2005年に米国を訪問されたのですか？

曾根: そうです。長崎原爆の材料となったブルトニウムの製造施設のあるワシントン州ハンフォードでは放射性物質の放出による内部被ばくの被害(発がんや先天奇形・乳児死亡の激増)がおきていました。私は、2005年のNPTにあわせた原水協の訪問に同行しました。イラクの医師が作成したプレゼンや画像を入れたCDをたくさん作成し、交流会で米国の医師や活動家にノートパソコン画面でプレゼンしてCDを渡してきました。

問い: 「とめる会」には福島原発の事故で反原発に目覚めた方も多いのですが、曾根さんの場合は福島以前から、反原発運動に参加されていたのですね。

曾根: ハイ。たとえ事故がおきなくても、原発は放射性物質を放出して健康被害をもたらすものですから・・・。

問い: 福島の事故について特別な記憶があれば、お願いします。

曾根: たまたまネットで原発事故の避難方法を

学習した直後の事故発生だったので、枝野官房長官(当時)の「念のために避難を」の発表に憤りを覚えました。モニタリング・ポストの数値が振れているのは放射性物質が漏れている証拠です。「長袖や帽子で肌の露出を防ぎ、濡れタオルを口にあてて避難を」と呼び掛けるべきでした。そこで、個人で呼びかけて地元で講演会を開いたり(50~60人規模)、メールで知人に情報発信したりしました。



日頃から脱原発と自然エネをアピール

問い: 裁判所でも意見陳述してくださいましたねえ。

曾根: 2013年10月29日でした。内部被ばくの危険性を指摘し、特に福島での20ミリシーベルト問題などを陳述しました(陳述書の全文はHPで公開中)。

問い: 読者のみなさんに訴えたいことを、一言でお願いします。

曾根: 事故から10年で、一般国民の中では「記憶の風化」も進んでいると思います。一面やむを得ないことですが、原発は事故が怖いだけでなく、事故が無くても放射性物質をまき散らし、始末に負えない核のゴミを生み出し続けます。このことに早く気づいてもらいたいと願っています。

そして「とめる会」のみなさんが、10年を超えても活動し続けていることは大きい価値があると思います。私もその末端で運動を支えていきたいと願っています。原爆も原発もない社会のため、ともに奮闘しましょう。

インタビューを終えて

JR新居浜駅前待ち合わせ、近くの喫茶店で3時間弱。不躰な質問にも誠実にお答えくださった。インタビューの都度思うが、半ば見ず知らずの関係でしかない間柄なのに、どなたも飾らず率直に半生を語ってくださる。実にありがたい。「とめる会」だからこその、今回も感謝の念を強くしました。

「黒い雨」判決は、原発事故の被害救済に直結

内部被ばくの危険性を正面から認定

広島原爆投下後の「黒い雨」を浴び、戦後さまざまな病苦を背負わされた方々が、「私たちが被爆者と認めよ」という裁判を起こし、昨年7月14日に広島高裁は原告84名全員を被爆者と認める判決を下しました。当時の菅総理は上告を断念し、この判決が確定しました。

2003年に原爆被爆者が原爆症認定集団訴訟を起こした際、国は原爆炸裂による放射線が到達した2キロ以内の被爆者の病気は原爆被害と認めたと、その外側に居た遠距離被爆者などの病気は原爆被害とは無関係だと主張し続けました。これに対して被爆者は、低線量・内部被ばくの健康被害の実例を多数列挙し原爆・放射線被害の実相を立証しました。そして、相次ぐ裁判所の判決の全てが、低線量・内部被ばくによる健康被害の危険性を認定しました。

今回の「黒い雨」訴訟も、(降雨域などの争いは別に)基本的には同じ構図の争いでした。すなわち、高線量の放射線を直接浴びれば健康被害

は生じるが、低線量の被ばくでは健康被害はないというのが国の主張です。ところが広島高裁は、国の主張を採用しませんでした。むしろ低線量内部被ばくの危険性を認め、「黒い雨」を浴びていなくても、放射性微粒子が舞い散る中に居た者は、健康被害の可能性を否定できないとして被爆者と認定することを命じたものです。

この判決は原発事故の被災者の利害に直結し、救済範囲がより広くより深く拡張されることとなります。このために厚労省では「上告すべきだ」論が根強く、上告断念時に出された首相談話でも「これまでの被爆者援護制度と相容れないもの」と表明しています。その結果、「原告と同じ事情にあった者に手帳を交付する」と言いながら、実務においては高裁判決を骨抜きにする策略を巡らせています。本稿執筆時点では同じ事情の長崎について「当面は検討外」との表明もしています。そうした不当な策動を許さず、該当する方々への手帳交付を一日も早く実現すべきです。

今後の日程・行事案内

- ▼ 伊方原発運転差止訴訟 第28回口頭弁論
2月24日(木) 14:30 開廷
原告 13:00 支援者 13:30
松山地方裁判所ロビー集合
報告集会 15:30頃～ R-2番町ビル5F
- ▼ 伊方原発いらん! 市駅前定例アクション
3月2日(水) 12:15～13:00
4月6日(水) 17:30～18:30
5月4日(水) 17:30～18:30
- ▼ 伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会&デモ
3月11日(金) 17:30～
松山市駅前坊っちゃん広場
集会後、愛媛県庁前までデモ行進
- ▼ 3・13記念講演会
3月13日(日) 13:30～ コムズ5F
演題:「原発事故から12年目 - 過去といま、未来を考える -」
講師 吉田千亜さん(ジャーナリスト)
- ▼ 第12回定期総会
5月29日(日) 13:30～ コムズ5F
記念講演:「原発と経済とエネルギー(仮題)」
講師 大島堅一さん(龍谷大学教授)

会費とカンパの訴え

2021年度の会費について、入金いただいていない団体・個人のみなさま、納入方宜しくお願ひします。カンパもぜひご協力をお願い申し上げます。年会費1口個人1,000円/団体3,000円/学生500円
【郵便振替】口座名:伊方原発をとめる会
口座番号 01610-9-108485

- *伊方原発をとめる会からのお知らせやご案内を会員の皆さまへメールでお届けしています。メール配信をご希望の方は、ikata-tomeru@nifty.comへお知らせ下さい。
- *また、HPを充実させ、情報の迅速な発信に努めています。ぜひ、ご覧下さい。
URL: <http://www.ikata-tomeru.jp>

編集後記

編集は記事の貼り付けに専念しようと思ひながらも、読んでしまう。いいのかなと疑問符も。そして手直ししたくなる。読み手に伝わるのかを指標に、議論の末、表現が定まりました。W